

第1章

自助・共助・公助の役割

1-1 自助・共助と活動支援(公助)

1-2 地域防災リーダーの役割

1-3 仙台市の自主防災活動への支援策等

- 啓発研修
- 物資の備蓄
- 情報の伝達

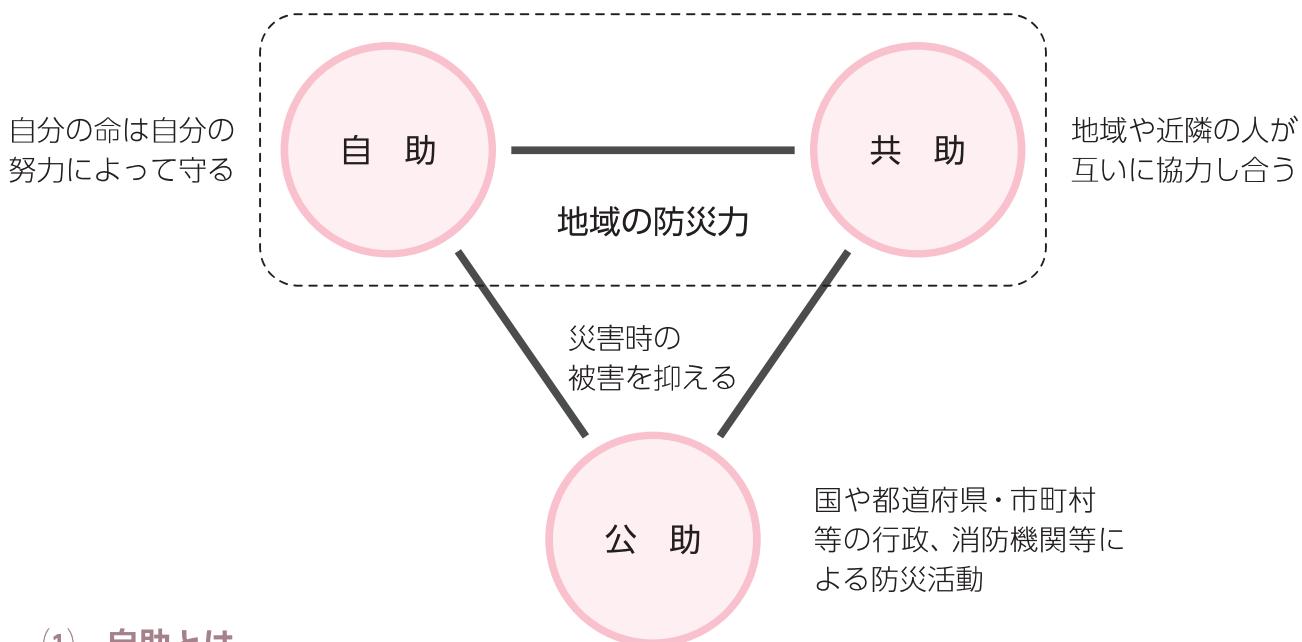
1-4 地域団体との連携の必要性

この章で学ぶこと

- 地域防災リーダーの役割・重要性について理解します。
- 仙台市の自主防災組織の活動に対する支援事業などを学びます。
- 自主防災活動を行う上で、地域の様々な団体と連携することの必要性を理解します。

第1章 自助・共助・公助の役割

1-1 自助・共助と活動支援(公助)



(1) 自助とは

自分の命を自分の努力によって守ることです。

災害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という考え方のもとで、日頃から地震や災害に備えることが大切です。

自助は、防災活動の最も基礎的な部分をなすもので、地震や災害が発生したことをイメージして対応策を普段から考え、トレーニングしておきましょう。たとえば「地震が発生した時の行動パターン」を、時間の経過とともにどうしたらよいか考えましょう。特に各家庭内の準備が重要です。

日頃から初期消火器具や非常持ち出し品を準備し、あわてずに行動できるよう家族で地震や災害等への対応について話し合っておくなど、できることから対策を講じておきましょう。

(2) 自助の主な対策

ご自宅や家の周りの安全性の確認について

- 家具や家電製品などの転倒防止対策を行いましょう。
- 食器棚などの扉が開かないように、飛び出し防止器具を取り付けましょう。
- すぐ取り出せる場所に消火器を備えましょう。
- ブロック塀など地震の際に倒壊のおそれがあるものの点検を行いましょう。
- ハザードマップ（各種災害の危険予測地図）で自宅周辺の災害リスクを把握しましょう。
- 自宅の耐震性を確認し、必要な場合は耐震補強をしましょう。



家庭内の食料・水等の備えについて

- 食料品や飲料水（1人1日3リットル）は家族構成にあわせて、一週間程度の備蓄をしましょう。
- 風呂の水は常に張っておくなど、生活用水の確保をしておきましょう。
- 非常持ち出し袋を準備し、すぐ取り出せるようにしておきましょう。
- 常備薬、服用中の薬、お薬手帳を備えておきましょう。
- 懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器、予備の電池などの準備をしておきましょう。
- ライフラインが止まっても生活できるように、カセットコンロや災害用トイレなどを準備しておきましょう。
- 冬は防寒用品、夏は熱中症対策など季節に応じた備えをしておきましょう。
- ガソリン不足に備えて、自動車などは平時からこまめに給油しておきましょう。

家族の安否確認の方法等

- 家族で非常時の連絡方法を話し合いましょう。
- 「災害用伝言ダイヤル171」などの利用方法を確認しておきましょう。
- 避難場所や安全な避難経路を確認しておきましょう。
- 地震や津波など自然災害に対する知識と避難方法などを家族で話し合っておきましょう。
- 風水害に備え、家族構成や生活環境に合わせた自分自身の避難計画「マイ・タイムライン」を作成しましょう。

(3) 共助とは

共助は、災害の初期段階において、地域の住民の方々がお互いに協力して「自分たちの地域は、自分たちで守る」との考えのもと、様々な防災・減災活動を行うことです。

東日本大震災では、電話や電気・ガス・水道等ライフラインが寸断されたことなどにより、想定を超える規模の市民が避難を余儀なくされました。そして、家族や地域、仲間や組織など人と人とのつながりや支え合い、「絆」や「協働」の大切さを再認識させられました。

向こう三軒両隣や、マンションの同じ階に住む人々などによる相互の助け合いも「共助」の一つとして重要であり、最近では、より身近な共助として、隣近所による「隣助」や「近助」という用語も使われることがあります。また、災害の規模が大きくなればなるほど自主防災組織等による組織的な対応が求められます。

東日本大震災においては、自主防災組織が避難誘導や避難所運営などで積極的に活動していただいた地域もありますが、共助としての新しい役割や実践力のさらなる充実が求められています。



□ 自主防災組織の位置づけ

自主防災組織は、災害時において地域における「共助」の中核となるもので、町内会など地域で生活環境を共有している住民等により、防災活動を行うために結成・運営されることを基本としています。

災害対策基本法では、自主防災組織は「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（同法第2条の2第2号）」と定義され、国、地方公共団体は、自主防災組織の充実・育成に努めることとされています。また、住民は、「自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない」（同法第7条第3項）とされています。

□ 自主防災組織の体制

阪神・淡路大震災を経た、平成7年12月の災害対策基本法の改正において、初めて自主防災組織の育成が行政の責務の一つとして位置づけられました。

仙台市では、昭和53年6月12日の宮城県沖地震を教訓に町内会を単位とした自主防災組織の結成促進に努めてきました。自主防災組織の目的は、町内会の基本的な役割のひとつである「生活防衛」であり、町内会の目的とも合致するものです。

地域の自主的な活動は、町内会を単位として行われており、これを単位として自主防災組織を結成し、町内会の日常的な活動の一部として自主防災活動が位置づけられることが望ましい姿であると考えられます。

町内会規約等に「防災に関する事業」と「災害発生時の任務分担」、「地域防災リーダーの役割と任務」を盛り込み、自分たちのまちは自分たちで守るという共助の意識を共有することが重要です。

最近では、自主防災活動のさらなる活性化を図るため、自主防災組織が広域で連携し活動する地域も増えてきました。



□ 自主防災組織の活動の留意点

自主防災活動には、それぞれの組織ごとに独自性や工夫が見られます。地域の住民の方々が協力して効果的な活動を進めるためには、下記の事項に注意が必要です。

- 楽しく参加できること

少しでも多くの住民が参加できるよう、企画段階から携わる人を増やす工夫が必要です。義務感をともなった強制的な活動では、有意義な活動とはなりません。また、継続も難しいものとなります。

- 活動目標や内容が明確・適切であること

活動目標が明確で、その目標の達成に向けて適切な活動内容となっていることが必要です。そして、計画的に活動を進めることも重要です。活動状況を定期的に確認し、計画の見直しや活動の軌道修正を行うことなども必要です。

□ 効果的な自主防災活動とは

地域住民の方々の共助による、安否確認、避難誘導、初期消火活動、救出・救護活動等の自主防災活動にあたっては、住民の皆さんとの共通認識に基づく組織的な活動が重要となります。

自主防災組織には、平常時と災害時それぞれの活動を計画し、実践することが求められます。

- 平常時

予想される被害をできるだけ予防・軽減するための活動が求められます。災害の発生に備え、地域防災力が最大限発揮できる体制を整えるための活動を行います。

- 災害時

安否確認、避難誘導、初期消火、救出・救護など様々な対策を状況に応じて機動的・組織的に行なうことが求められます。

平 常 時



災 害 時



自主防災組織の望ましい形としては、下記のような状態になっていることが挙げられます。

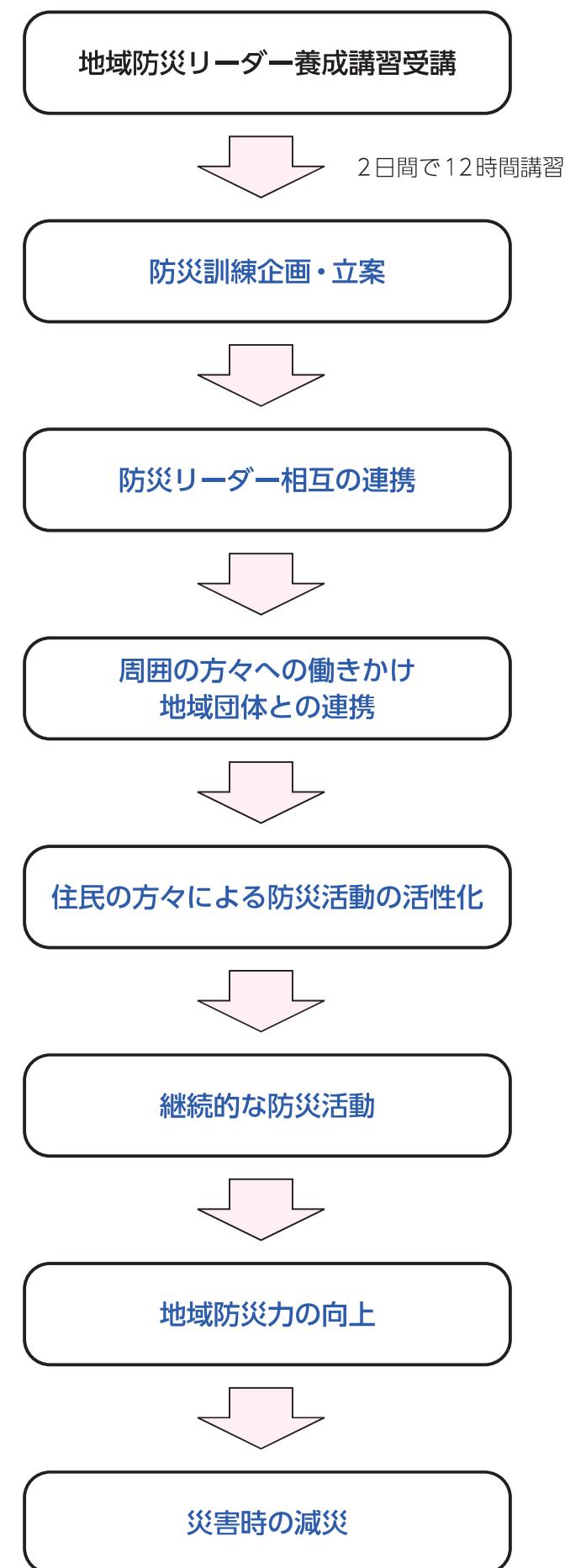
- 自主防災組織の規約（町内会規約の防災規定を含む）が定められている。
- 自分の住んでいる地域の防災上の特性が明確になっており、その地域特性を自主防災組織の役員の方々だけでなく、住民の皆さんのが理解している。
- 防災上の地域特性等に応じた、日々の防災活動や訓練が継続的に行われている。
- 災害時に誰がどのように行動し、どのように協力すべきか、あらかじめ地域で話し合って決めている等。



Memo



地域での活動の流れ（イメージ）



(4) 公助とは

「公助」は、公の機関が行う防災活動です。具体的には、自助・共助の啓発活動や避難生活を確保するための物資の備蓄、業界団体との協定の締結、職員に対する教育訓練をはじめ、災害時における物資の輸送や廃棄物の処理など、防災・減災を図るための公的機関の対応です。

(5) 自助・共助・公助による防災対策

大規模な災害においては、市民自らの手で自らの命を守る「自助」、地域や職場での支え合いによる「共助」、そしてそれらを支えながら、本来の責務を果す行政等の「公助」、それぞれが役割を果たし、協同して防災力を高めていくことが大変重要です。

自 助



共 助



公 助



Memo



1-2 地域防災リーダーの役割

(1) 地域防災リーダーとは

自主防災組織の皆さんと協力し、自身の居住する地域の自主防災活動を推進・指導する役割を担う方々です。

平常時には効果的な防災訓練を企画し実践するなど、地域コミュニティの活性化を図りながら災害予防活動の中心的な役割を担い、災害時には応急活動の指揮などを行います。一人で孤軍奮闘するのではなく、自主防災組織の隊長や他のメンバーと十分な協議を行い、協力し合いながら地域としての防災活動を進めて行くことが大切です。

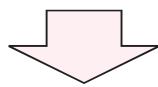
(2) 地域防災リーダーの必要性

東日本大震災では、町内会などが中心となった防災活動が行われたことにより、家族や地域での支え合いの大切さが再認識されました。こうしたなかで、仙台市の自主防災組織は、約9割と高い結成率を示していますが、その実態を見てみると、活動の停滞やマンネリ化、活動参加者に偏りが生じるなど様々な課題が浮きぼりになってきています。

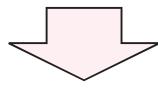
仙台市の「東日本大震災時の自主防災活動に関する調査報告書(平成24年5月)」によれば、自主防災組織の活動体制を見直すための対応策として「非常時に活動できる人材の育成と体制づくり」の必要性について極めて高いニーズが確認され、また、災害時はもとより平常時からの自主防災活動を行うためには、その推進者が地域に根差していることの重要性が指摘されています。

このような、自主防災活動の課題を解消し、自主防災力を高めることができるよう、平常時には防災訓練を企画し実践するなど、災害予防活動の中心的役割を担い、災害時には応急活動の指揮などを行える「地域防災リーダー」を養成することが求められています。

自主防災活動の課題を解決し、自主防災力を高めるためには…



① 中心となって防災の取り組みを推進できる人材が必要



② 各自主防災組織に応じた自主防災計画(年間活動計画、アクションカード)や組織体制が町内会の規約に添付され、役員交代時にも組織体制が継続されることが必要



③ 実践的で参加意欲のわく防災訓練を企画提案することが必要

自主防災活動を推進・指導できる人材(リーダー)が必要



(3) 地域防災リーダーの具体的な役割

地域防災リーダーの役割は、地域の役員やその他の団体、さらには同じ地域防災リーダーと協力し、理解を得ながら、共に地域に根ざした下記のような自主防災活動を推進（地域団体等の役員任期に係わりなく活動）していくことです。

なお、地域活動の推進にあたっては、消防署をはじめとした行政機関等と連携して必要なアドバイスを受けるなどしながら、地域の実情にあわせて無理なく計画的に取り組んでいくことが重要です。

□ 平常時

平常時は、災害発生時に自主防災組織としての機能が発揮できるように、顔の見える関係づくりをはじめ、災害に対する備えを推進します。

- 地域特性の把握（防災マップ作り等）
- 自主防災計画（年間活動計画・アクションカード）の作成
- 地域の実情に応じた実践的な防災訓練等の企画・運営
- 地域住民に対する情報提供、啓発活動
- 指定避難所の運営に関する学校をはじめとした関係諸団体との協議・連携
- 災害時要援護者の支援体制の整備
- 地域防災リーダーどうしの情報交流 等

□ 発災時

災害発生時は、自主防災組織の隊長や各専門班と協力し、自主防災組織としての下記の応急活動を推進します。

- 安否確認
- 情報収集・伝達
- 避難誘導
- 初期消火
- 救出・救護
- 災害時要援護者の支援
- 避難者の支援
- 避難所の開設・運営 等



Memo



1-3 仙台市の自主防災活動への支援策等

啓発研修

(1) 防災・減災に係るアドバイザーの派遣

町内会、自主防災組織、事業所等からの求めに応じて、担当職員等を派遣し、様々な災害への備えなどについて分かりやすく説明します。

問 減災推進課、各消防署予防課

(2) 「せんだい災害 VR」による災害の疑似体験

VR（バーチャルリアリティー）による災害体験を通じた、体験型の防災学習です。地域や各種団体の防災研修会等に専門スタッフを派遣し、仮想現実による疑似体験を用いて各種災害に対する備えや具体的な対応方法等を説明する取り組みです。地域や事業所等の防災訓練や研修会で利用することができます。

問 減災推進課

(3) 防災訓練実施の支援

自主防災組織等が、防災訓練を行うに際し、実施内容の相談、訓練用資機材の貸し出し、職員派遣による訓練指導等を行っています。

問 各消防署予防課

(4) 防災マップづくり、D I G、クロスロード訓練等への支援

- ・自分の住んでいる地域の特性や災害危険情報を地図上に書き込んだ防災マップの作成支援
- ・災害図上訓練「D I G」(4 - 15ページ参照)実施の支援
- ・災害対応カードゲーム「クロスロード」をはじめとした防災ゲーム(4 - 19 ~ 28ページ参照)実施の支援

問 減災推進課、各消防署予防課

(5) 防災啓発用品の貸し出し

家具転倒防止対策や非常持出袋の見本、地震や大雨、災害記録写真などのパネルなどの貸し出しを行っています。

問 減災推進課、各消防署予防課

(6) 防火・防災 DVD の貸し出し

町内会、自主防災組織、子供会、事業所などを対象に、防火・防災 DVD の貸し出しを行っています。

問 各消防署予防課

(7) 市政出前講座

消防・防災に関する地域での研修会などに職員を派遣し、災害への備えなどについて分かりやすく説明します。

問 市民局広聴課

市政出前講座のテーマと内容（防災関連）

テ　ー　マ	主　な　内　容	担　当　課
119番通報の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仙台市における119番通報の現状 ○ 消防指令センターの仕組み ～119番から消防車出場まで～ ○ 最も早い119番通報の方法 ○ 外国語通報や聴覚障害などへの対応 ○ 119番通報映像サポートシステム（Live View 119） 	消防局 指令課
家庭における火災予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭にひそむ火災の危険 ○ もしも火災になったら ○ 放火火災の現状と対応 ○ 住宅用火災警報器の設置・維持管理 	消防局 予防課
職場における火災予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の火災事例 ○ 防火管理の仕事 ○ 事業所の安全対策 ○ 消防用設備の設置と維持管理 	消防局 予防課
自主防災組織の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の組織と活動 	危機管理局 減災推進課
家庭等における地震対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や職場での備え (非常持ち出し品、備蓄品、家具の転倒防止等) 	危機管理局 減災推進課 消防局 予防課
洪水・土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハザードマップの見方と避難行動 ○ 豪雨災害への備え ○マイ・タイムラインの作り方 	危機管理局 減災推進課
津波から命を守る避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波災害からの避難行動の考え方や備え、ハザードマップの見方 	危機管理局 減災推進課
避難所の機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の役割と運営 ○ 備蓄物資について ○ 防災対応型太陽光発電システムについて 	危機管理局 防災計画課 減災推進課 環境局 地球温暖化対策 推進課
わが家の耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸建木造住宅の診断と改修工事のポイント (対象は昭和56年以前に建てられた戸建木造住宅) 	都市整備局 建築指導課 各区 街並み形成課
わが家の宅地点検	<ul style="list-style-type: none"> ○ あなたの宅地は大丈夫? ～擁壁の安全チェック～ 	都市整備局 開発調整課
みんなで取り組む水の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道局の災害対策 ○ 災害時給水栓の使い方 ○ いろいろな応急給水 ○ 家庭でできる水の備蓄 	水道局 水道危機管理室

問合せ先の電話番号

仙台市危機管理局減災推進課	☎ 022-214-3109
各消防署予防課	
仙台市青葉消防署	☎ 022-234-1121(代)
仙台市宮城野消防署	☎ 022-284-9211(代)
仙台市若林消防署	☎ 022-282-0119(代)
仙台市太白消防署	☎ 022-244-1119(代)
仙台市泉消防署	☎ 022-373-0119(代)
仙台市宮城消防署	☎ 022-392-8119(代)
仙台市市民局広聴課	☎ 022-214-6132

Memo



物資の備蓄

(1) 指定避難所の備蓄物資

仙台市の指定避難所である市立小中高等学校等では、下記の物資を備蓄しています。

品 目	数 量	品 目	数 量
クラッカー	210食	プラスチック段ボールパーテイション(8枚入り)	10組
ようかん	200食	アルミマット	20枚
アルファ米	1,700食	ワンタッチ式パーテイション	4張
アルファ粥	100食	簡易ベッド	2台
調理不要食(味付きご飯)	490食	受付用デスクパーテイション	4枚
飲料水(500mℓ)	1,800本	アルコール手指消毒剤(1,000mℓ)	10本
毛布	400枚	ニトリルゴム手袋(100枚入り)	10包
使い捨てカイロ	600個	アルコール手指消毒剤(1,000mℓ)	1本
大型扇風機	4台	塩素系漂白剤(600mℓ)	1本
テント式プライベートルーム	2基	使い捨て手袋(100枚入り)	2包
力セットガス発電機(エネポ)	3台	ペーパータオル(200枚入り)	1包
力セットボンベ(発電機用)	96本	マスク(60枚入り)	2箱
LED 投光器	5台	フェイスシールド	30個
電源ドラム	5台	フェイスシールド(予備シールド)	120枚
液晶テレビ(情報収集用)	1台	アイソレーションガウン	30着
室内アンテナ	1個	簡易レインコート	24着
電源コード(10m)	4本	非接触型体温計	2台
ホワイトボード	1脚	作業用手袋	30双
ハンズフリーメガホン	2台	クリップペンシル(1,000入り)	1箱
災害時特設公衆電話	2台	養生テープ	10巻
ネックレス型LEDライト	5個	塩素系漂白剤(600mℓ)	2本
軍手	36双	ハンドソープ(500mℓ)	6本
ブルーシート(大10枚・小30枚)	40枚	使い捨て手袋(100枚入り)	2包
避難所運営用品(マニュアル・様式集・腕章・ベスト)	1式	ペーパータオル(200枚入り)	6包
災害時多言語表示シート	1式	ゴミ袋(45ℓ)(10枚入り)	10冊
災害用簡易組立トイレ	和式2基 洋式3基	レジ袋(100枚入り)	6冊
		除菌アルコールシート(20枚入り)	50個
災害用携帯型簡易トイレ	3箱	雑巾(10枚入り)	3袋
救急医療セット	1～2式		

※一部の指定避難所で備蓄品目、数量が異なります。

(2) 補助避難所の備蓄物資

仙台市では、市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう下記の物資を備蓄しています。

品 目	数 量	品 目	数 量
クラッカー	70食	簡易ベッド	2台
ようかん	50食	受付用デスクパーテイション	4枚
アルファ米	300食 又は450食	アルコール手指消毒剤(1,000mℓ)	10本
		フェイスシールド	20個
調理不要食(味付きご飯)	200食 又は配備なし	フェイスシールド(予備シールド)	80枚
		アイソレーションガウン	20着
飲料水(500mℓ)	400本	簡易レインコート	12着
タワー型扇風機	1台	非接触型体温計	1台
カセットガス発電機(エネポ)	1台	作業用手袋	20双
カセットガスボンベ(発電機用)	36本	クリップペンシル(1,000入り)	1箱
LED投光器	1台	養生テープ	5巻
ネックレス型LEDライト	2個	塩素系漂白剤(600mℓ)	1本
ブルーシート	10枚	ハンドソープ(500mℓ)	3本
避難所運営マニュアル	1式	使い捨て手袋(100枚入り)	2包
災害用携帯型簡易トイレ(100枚入り)	3箱	ペーパータオル(200枚入り)	6包
プラスチック段ボールパーティション(8枚入り)	2組	ゴミ袋(45ℓ)(10枚入り)	10冊
		レジ袋(100枚入り)	3冊
アルミマット	4枚	除菌アルコールシート(20枚入り)	20個
ワンタッチ式パーティション	2張	雑巾(10枚入り)	1袋

コンテナボックス2箱に収納

※一部の補助避難所で備蓄品目、数量が異なります。

指定避難所、補助避難所のほかにも、各区役所、総合支所に粉ミルクなどを備蓄しています。また、市が購入した衛生用品(紙おむつ、生理用ナプキン、おしりふき、トイレットペーパー、軽失禁パッド)を企業の流通ルートに乗せることにより、企業の倉庫へ備蓄しています。

(3) コミュニティ防災センターの備蓄資機材

市民センター、コミュニティ・センター等の整備に併せ、小学校区単位で整備された防災資機材倉庫に自主防災組織等の応急活動に必要な資機材を下記のとおり備蓄しています。

品 名	数 量	品 名	数 量
□消火器	10本	□※ビニールひも	5個
□消火用バケツ	20個	□オイル	2缶
□給水用ポリタンク(20ℓ)	5個	□※金てこ	3本
□※給水用袋(6ℓ)	100枚	□※防水シート	100枚
□※ラジオ付ライト(懐中電灯)	5個	□土のう袋	200枚
□※カラーコーン	10個	□※なた	5丁
□※コーンバー	5個	□※サイレン付メガホン	3個
□※トラロープ	5個	□※担架	3式
□救急医療セット	3式	※レスキュージャッキ	1式
□※毛布 ⑩1	200枚	□組立水槽(1m³)	2式
□※保安帽	50個	□※炊飯装置セット	2式
□鉄杭(パイプ)	40本	□オイルパン	2個
□鉄杭(丸棒)	40本	□投光器付ガソリン発電機 又はLPG発電機+LED投光器 ⑩2	3式 2式
□ヘッドキャップ	5個		
□※10ポンドハンマー	5丁	□※テント	2式
□※スコップ	10丁	□※リヤカー	1式
□※ツルハシ	5丁	□※金属はしご	2個

表中の□印は防災資機材倉庫に備蓄している資機材、※印は簡易型防災資機材倉庫に備蓄している資機材を表します。

⑩1 簡易型防災資機材倉庫には10枚ずつ配備

⑩2 区域内に指定避難所、市民センター、コミュニティ・センター等がない地域の紫山・西中山・明石南・上谷刈・泉中東の簡易型防災資機材倉庫に配備



防災資機材倉庫



簡易型防災資機材倉庫

情報の伝達

(1) 杜の都防災メール

仙台市では、火災等の災害発生情報や避難情報、防災気象情報等の災害に関する情報を、予め登録したパソコンやスマートフォン、携帯電話にメールでお知らせしています。

杜の都防災メールの登録方法等は、下記のホームページでも確認できます。

<http://sendaicity.bosai.info/sendacity/bosaimail/index.html>

① 「杜の都防災メール」で配信される情報

下記の全部または一部を選択し登録することができます。

○ 消防情報

日常、市内で発生する火災、救助、自然災害等で、消防車両が出場する災害等の情報

○ 避難情報

災害による高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

○ 気象情報

仙台市東部、仙台市西部に発表される気象特別警報(暴風、暴風雪、波浪、高潮、大雨、大雪)、気象警報(暴風、暴風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪)

○ 土砂災害警戒情報

仙台市東部、仙台市西部に発表される土砂災害警戒情報

○ 竜巻注意情報

宮城県に発表される竜巻注意情報

○ 記録的短時間大雨情報

宮城県に発表される記録的短時間大雨情報

○ 地震情報

宮城県内で震度3以上の地震が発生した場合の震度速報・震度情報

○ 津波情報

宮城県に発表された大津波警報、津波警報、津波注意報

○ その他の災害情報

その他、災害に関する情報

【配信メールイメージ】

消防情報

津波情報

気象情報

地震情報

to: ○○○○
sub: 杜の都防災メール
消防情報

杜の都防災メール
消防情報

▼発表内容
○月○日○時○分頃 青葉区木町通二丁目で災害危険排除等のため消防車両が出動しています。

情報はこちらでもご確認できます。
[http://sendaicity.bosai.info/****](http://sendaicity.bosai.info/)

to: ○○○○
sub: 杜の都防災メール
津波情報

杜の都防災メール
津波情報

○年○月○日
○時○分発表
宮城県に大津波警報が発表されました。避難を指示します。
仙台東部道路より内陸側、又は指定された避難場所や避難ビルなどに直ちに避難してください。
○津波避難エリアと避難所・避難場所マップ
【PC・スマートフォン用】
【従来型携帯電話用】

▼発表内容
【津波警報】
宮城県
【津波注意報】
青森県太平洋沿岸、岩手県、福島県、茨城県
詳しい情報は、こちらから確認してください。
http://sendaicity.bosai.info/****

to: ○○○○
sub: 杜の都防災メール
警報注意報

杜の都防災メール
警報注意報

○年○月○日
○時○分頃
警報注意報が発表されました
(宮城県 東部仙台)
暴風警報
(宮城県 西部仙台)
暴風警報

詳しい情報は、こちらから確認してください。
http://sendaicity.bosai.info/****

to: ○○○○
sub: 杜の都防災メール
震度情報

杜の都防災メール
震度情報

○年○月○日○時○分頃
宮城県北部で震度5強の地震を観測しました。
宮城県南部で震度5強の地震を観測しました。

▼震源地
宮城県沖

▼各地の震度

【震度5強】
仙台青葉区、仙台宮城野区、仙台若林区、仙台太白区、仙台泉区、大船渡市、陸前高田市、一関市、奥州市、気仙沼市、南三陸町

詳しい情報は、こちらから確認してください。
http://sendaicity.bosai.info/****

② 新規登録方法

1. 空メールを送信します。

- ▼パソコン・スマートフォンでメールを受信される方

下記 URL ホームページ上の『登録・変更・解除する』ボタンで空メールを送信します。

- ▼携帯電話でメールを受信される方

携帯用案内ページから空メールを送信します。(下記 URL ホームページ参照)

2. 収信メールが届きます。

- ▼登録フォームにアクセス

返信メールに登録フォームのアドレスが記載されていますので、アクセスします。

- ▼登録フォームに必要事項を記入

登録フォームに必要事項を記入します。

- ▼登録

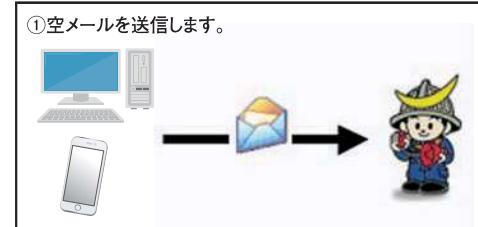
登録ボタンを押します。

3. 登録が完了します。

二次元バーコードに対応したスマートフォン・携帯電話をお持ちの場合は、こちらからもアクセスできます。

空メールの送り先アドレスなど、詳しい情報は仙台市(消防局管理課)のホームページをご確認ください。

<http://sendaicity.bosai.info/sendacity/bosaimail/index.html>



(2) IP系(防災行政用無線)

災害時(固定電話や携帯電話が使用できない・つながりにくい状況)においても、円滑な情報共有が行えるように、内部伝達用として、利用可能です。

系統	外観	設置場所 (配備数)	用途	
			災害時	平常時
IP系		市役所関係 防災関係機関 病院・鉄道 各避難所等 (859台)	 災害情報の収集 伝達用。おもに 市職員、施設職 員が使用する内 部伝達用。	行政用・ 定期訓練

※令和5年10月をもってデジタル移動通信系の運用を終了いたしました。

(3) 津波情報伝達システム(防災行政用無線)

このシステムは、24時間体制をとる消防局に防災行政用無線の親局設備を設置し、気象庁から津波警報等が発表されたとき、防災行政用無線で沿岸部等に設置した屋外拡声装置や戸別受信装置からサイレンや音声で津波警報等や避難情報を一斉に伝達するものです。

① 津波警報等の種類

地震が発生し、津波発生のおそれがある場合、気象庁は地震発生後、約3分を目標に津波警報等を発表します。津波警報等の種類は下記のとおりです。

種類	発表基準	発表される津波の高さ ^{*2}	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報 ^{*1}	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)

*1 大津波警報は特別警報に位置づけられています。

*2 マグニチュード8を超える巨大地震の場合、正確なマグニチュードをすぐに求めることができないため、「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

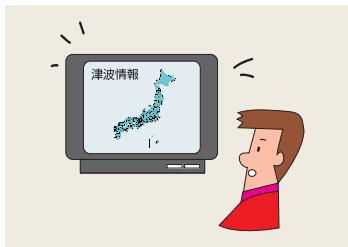
正確なマグニチュードが分かった場合

予想される津波の高さを、1m、3m、5m、10m、10m超の5段階で発表します。

② 津波情報の収集

強い地震（震度4程度以上）が発生したときや弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生のおそれがあります。また、地震の揺れを感じなくとも、遠くで発生した地震により津波が発生する場合もあります（例：昭和35年チリ地震津波）。宮城県に津波が来襲するおそれのあるときは、気象庁が津波警報等を発表します、下記の手段により迅速に津波情報を収集してください。

●テレビからの情報



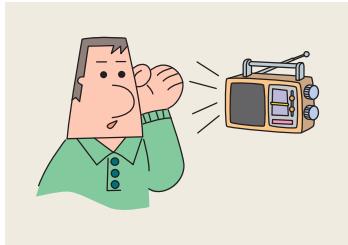
●津波情報伝達システム



●消防ヘリコプター



●ラジオからの情報



●緊急速報メール・都の防災メール 危機管理局X（旧Twitter）・避難情報ウェブサイト等



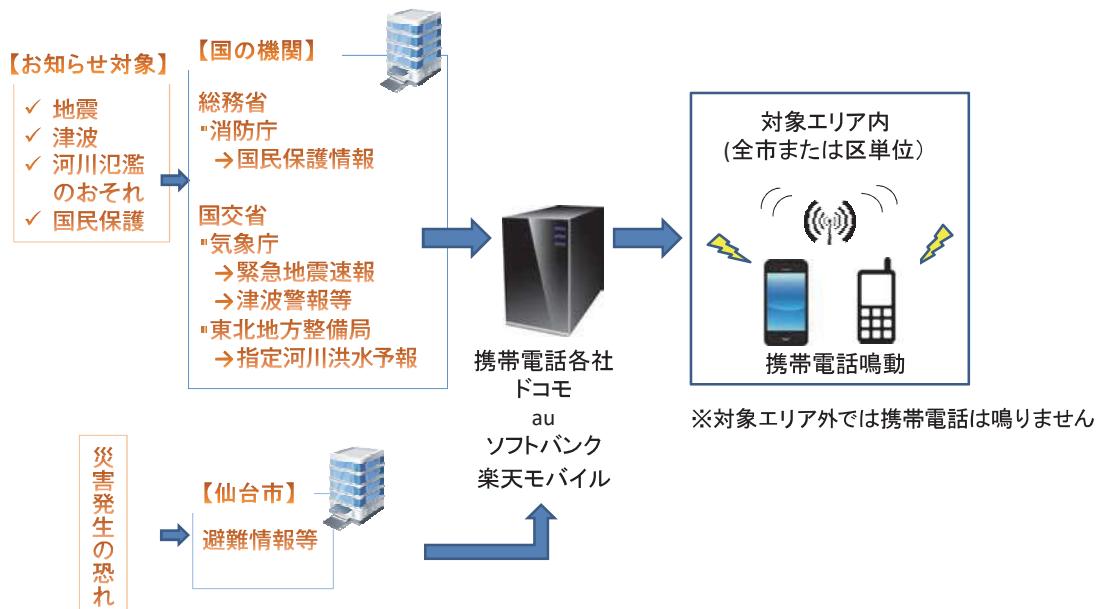
●消防署・消防団・区車両等



④ 緊急速報メール

緊急速報メールは、気象庁が配信する「緊急地震速報」や「津波警報等」、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」「国民保護情報」などを、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社(au)、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社等の通信網を活用し、対象エリアの携帯電話等に配信するサービスです。

【緊急速報メールの概要】



① 配信メールの内容

自治体からは避難及び災害発生に関する情報が配信されます。ほかにも、気象庁からは緊急地震速報、津波警報等、国からは河川の洪水情報や国民保護情報が配信されます。

② 情報提供のエリア

仙台市全域（各携帯電話会社が仙台市内に設置した携帯電話基地局がカバーするエリア）

③ 緊急速報メールの受信方法等

- 緊急速報メールは、受信対応機種以外では受信できません。
- 緊急速報メール対応の携帯電話端末は通常初期設定で受信設定が“ON（利用する）”に設定されていますが、一部機種では“OFF（利用しない）”に設定されている機種があります。受信する場合は“ON（利用する）”に設定する必要があります。
- ※ 対応機種や受信設定の詳細は各携帯電話会社の窓口またはホームページでご確認ください。
- ※ 緊急速報メールを受信するための通信料はかかりません。
- ※ 緊急速報メールは、配信できる文字数に制限があります。（最大200文字まで）
- ※ 緊急速報メールは、URLや電話番号を記載しての配信ができません。（全国共通ルール）。

(5) 仙台市避難情報ウェブサイト

災害時に市民の皆さまへ、避難情報を分かりやすくお知らせします。パソコン、携帯電話などから簡単な操作で、地域に発令されている避難情報や最寄りの避難所を確認することができます。

① 掲載項目

- 災害種別（土砂災害、河川氾濫、ため池決壊、津波、地震等）
- 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- 避難所開設情報
災害種別により、開設しない避難所や、大雨の場合、2階以上での避難が必要な避難所なども確認できます。

② 利用方法

下記URLまたは二次元バーコードよりアクセスしてください。対象地域を選び、ブックマークしておくと便利です。

URL <https://hinan.city.sendai.jp/>

二次元バーコード



hinan.city.sendai.jp
仙台市避難情報ウェブサイト

>>> 訓練 <<<
実際の避難情報ではありません。

◆八幡2丁目

土砂災害による避難指示
急斜面の付近や谷沿いに住んでいる方は、付近の避難所か頑強な建物などへ避難してください。また、避難所などへの避難が難しい場合は、建物の2階（がけの反対側）など、より安全な場所へ避難してください。

◆こちらで、付近の指定避難所（3箇所）と指定避難所一覧を確認できます。

【八幡小学校】開設対象
青葉区八幡2-9-1

【第一中学校】開設対象
青葉区八幡4-16-1

【国見小学校】開設対象
青葉区国見2-16-1

【指定避難所一覧】

画面イメージ

(6) 仙台市危機管理局 X (旧 Twitter)

災害時における市民の皆さまへの情報伝達手段の多様化を図るために「仙台市危機管理局 X (旧 Twitter)」を開設し、気象情報や避難情報などの防災・災害情報を発信しています。また、「仙台市避難情報ウェブサイト」とも連携し、避難情報の発令を素早くお知らせします。

ユーザー名 @sendai_kiki URL https://twitter.com/sendai_kiki

① 主な発信項目

- 避難情報(避難指示等)
- 国民保護情報(弾道ミサイル情報等)
- 気象情報・土砂災害・河川氾濫(気象警報等)
- 地震・津波(震度4以上の地震、津波に関する注意報・警報)
- その他注意情報(竜巻、噴火、熱中症警戒アラート)
- 防災訓練などのイベント情報、防災・減災に役立つ情報

② 利用方法

- ア アカウントをお持ちでない方は、公式ホームページでアカウント取得(ユーザー登録)をしてください。
- イ 各ユーザーのページから「仙台市危機管理局」又は「@sendai_kiki」を検索し、フォロー(登録)することにより、タイムライン(画面)上で危機管理局が発信する各種防災情報が閲覧できるようになります。



画面イメージ

【 詳しいご利用方法 】

ご利用方法については、下記 URL 又は右記二次元バーコードを読み取り、本市ホームページにアクセスをしてご確認ください。

<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzen/saigaitaisaku/sonaete/haishin/twitter.html>



(7) 仙台市 LINE

令和5年7月から仙台市LINE公式アカウントでも気象情報や避難情報などの防災・災害情報を発信しています。「仙台市避難情報ウェブサイト」とも連携し、避難情報の発令を素早くお知らせします。

① 主な発信項目

- 仙台市危機管理局 X (旧 Twitter)と同様の気象情報や避難情報などの防災・災害情報

② 利用方法

- ご利用方法については、下記 URL 又は二次元バーコードを読み取り、本市ホームページにアクセスをしてご確認ください。

URL : <https://www.city.sendai.jp/sesakukoho/line.html>



(8) せんだい避難情報電話サービス

仙台市では、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯を対象として、事前に登録したご自宅の固定電話にコンピューターの自動音声で大雨や土砂災害による避難指示等の避難情報を無料で配信するサービスを実施しています。

① 配信項目

- 土砂災害、河川氾濫その他自然災害に伴う避難情報
- 津波注意報、津波警報、大津波警報による避難情報
- 国民保護情報

② 登録方法

仙台市危機管理局、各区役所に備付けの申込書に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法で申し込み下さい。なお、仙台市のホームページからも申込書はダウンロードできます。

詳しい登録方法については、下記 URL または二次元バーコードを読み取り、本市ホームページにアクセスをしてご確認ください。

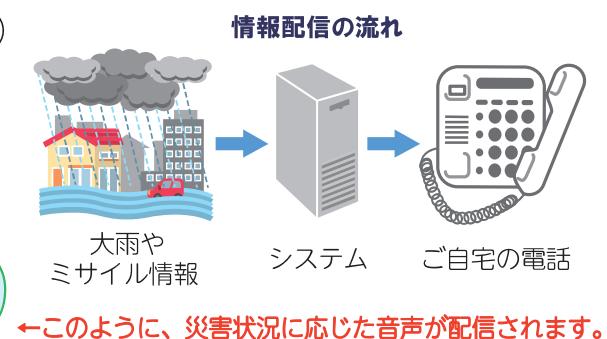
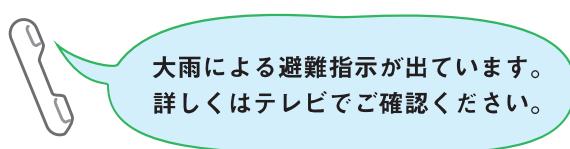
<https://www.city.sendai.jp/okyutaisaku/kikitaisaku/denwasystem.html>



ホームページ

- 大雨や土砂災害などの避難情報(避難指示など)
- 津波避難情報(津波警報など)
- 国民保護情報(弾道ミサイル情報など)
- その他災害時の緊急情報

たとえば…



1-4 地域団体との連携の必要性

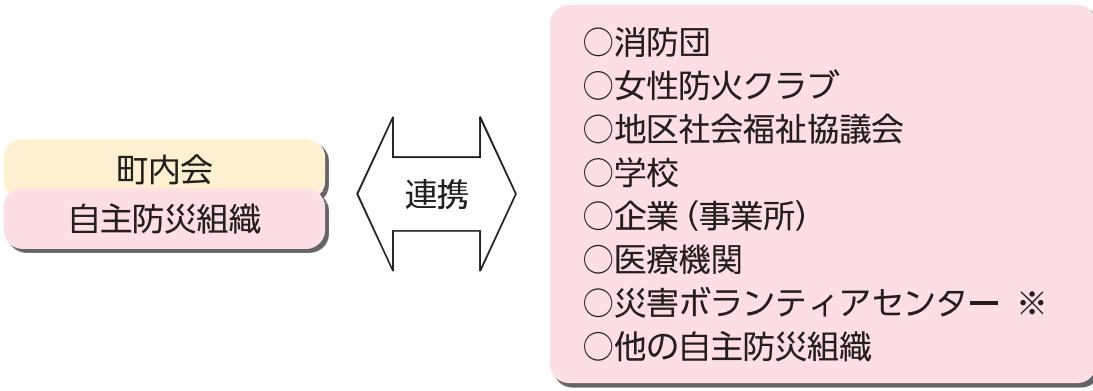
地域団体との連携の必要性

自主防災活動を継続して行うためには、その母体となる町内会はもとより、地域内の地域防災リーダー、消防団、女性防火クラブ、学校等と連携し、活動の活性化を図り、地域の安心・安全への取組みを進めていくことが重要です。その際、各団体の活動の特徴を踏まえ、他団体が行う活動と自主防災組織の活動を結びつけ、相互の得意分野で地域の防災力を補完し合う活動を心がけることが必要です。

また、連携による活動においては、互いに良きパートナーとなれるよう、普段から顔の見える関係づくりを広げていくことが重要です。

本市では、昭和53年の宮城県沖地震を契機に町内会を単位として自主防災組織の結成を進め、町内会数に対する結成率は9割を超えていました。

【 様々な地域活動団体等との連携 】



※災害発生時、仙台市社会福祉協議会が開設します。

【 他団体との連携のメリット 】

- 人材が増え、また保有資機材等も豊富になる。
- 活動の範囲が広がり、広域的に事業を実施することができる。
- 活動の種類やメニューが増え、活発な活動を継続して実施することが可能になる。
- 様々な機会を通じた地域住民へのPRが可能となる。



地域防災力のさらなる向上

消防団との連携

消防団の専門知識、技術を活用し、防災訓練の支援等、地域の実情に応じた効果的な防災活動が行えるよう連携を図ることが重要です。

平常時の連携

自主防災組織が消防団から防災に関する専門知識や技術を学ぶ

災害時の連携

自主防災組織と消防団が連携して応急活動を展開

女性防火クラブとの連携

自主防災組織と女性防火クラブは地域の防火・防災対策の推進を図るために、連携した活動を行っています。女性防火クラブの火災予防に関する取り組みと自主防災組織の防災に関する取り組みを連携して行うことで、より災害に強い地域づくりを目指しています。

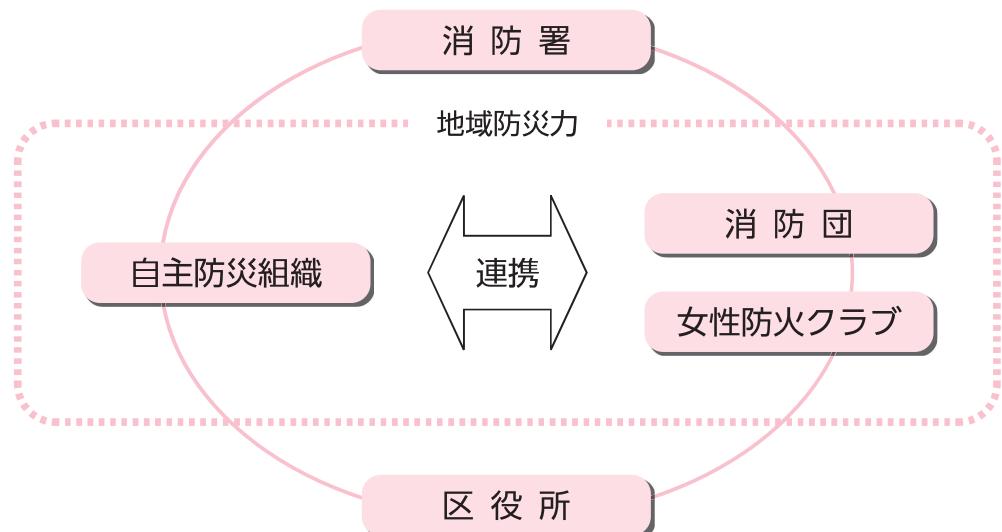
また、災害時には連携して活動することで、地域全体の災害対応力の強化に繋がります。

平常時の連携

各家庭への火災予防の呼びかけや住宅用火災警報器の普及啓発、家具の転倒防止対策や家庭内備蓄の普及啓発等、家庭内での安心・安全活動

災害時の連携

安否確認、避難所での炊き出し支援等の活動



地区社会福祉協議会等福祉団体との連携

災害時要援護者の支援を行う場合、自主防災組織が地区社会福祉協議会等地域の福祉団体と連携を図って取り組んでいくことが重要です。

この際に、自主防災組織に求められる役割としては、これらの団体と連携して、災害時要援護者の安否確認や避難支援、避難所での支援等の実動隊として活動することが挙げられます。

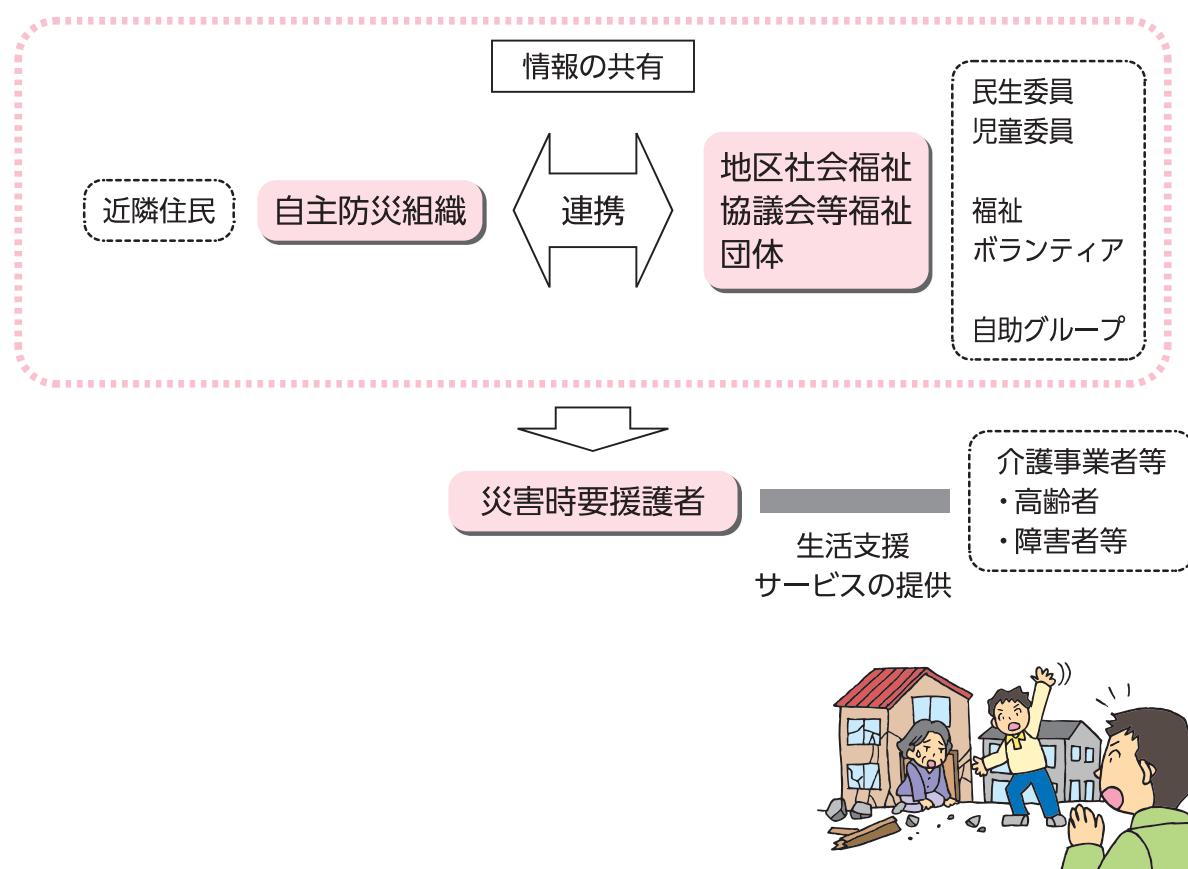
災害時に速やかに支援を行えるようにするため、災害時要援護者がどこに住んでいて、どういった支援が必要であるかを把握し、日頃からコミュニケーションをとっておく必要があります。

平常時の連携

災害時要援護者の情報把握、近隣住民への協力依頼、福祉団体等への協力依頼

災害時の連携

安否確認、避難支援、避難所等での支援等



Memo

学校との連携

東日本大震災においては、中・高校生や大学生など、体力的にも即戦力となる人材を地域の防災力として活用する動きが、各地でみられました。

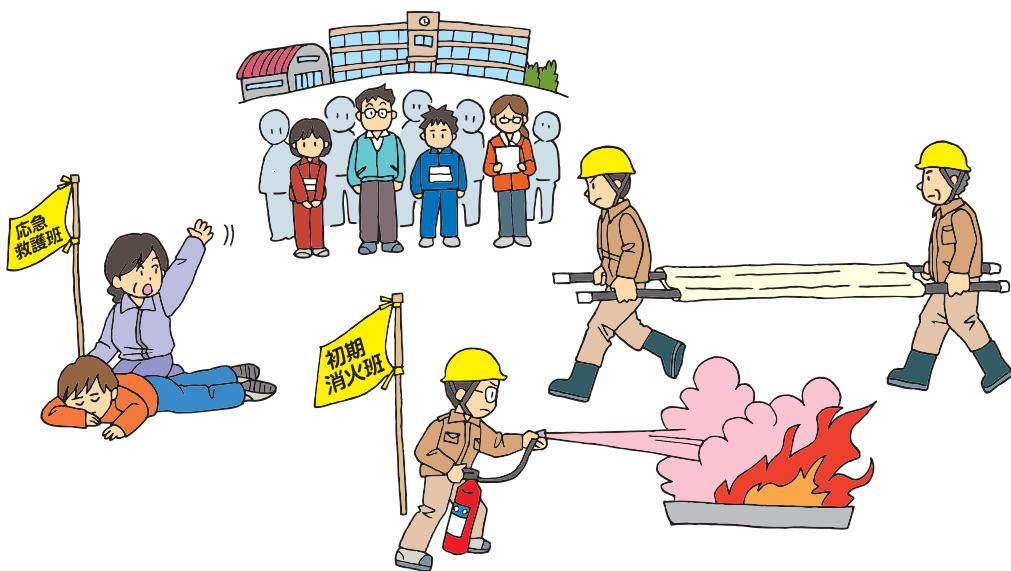
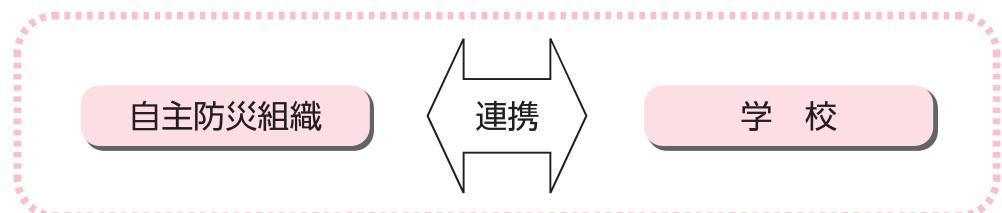
こうした取り組みに加え、地域と学校の連携による防災訓練の実施、避難所運営に係る事前協議、役割分担の確認など、日頃から顔の見える関係づくりを行うことが重要です。

平常時の連携

若い人材の活用、地域と学校の連携による防災訓練の実施、避難所運営に係る事前協議

災害時の連携

避難所の開設・運営の協力、資機材の運用、学校の早期再開に向けた協力



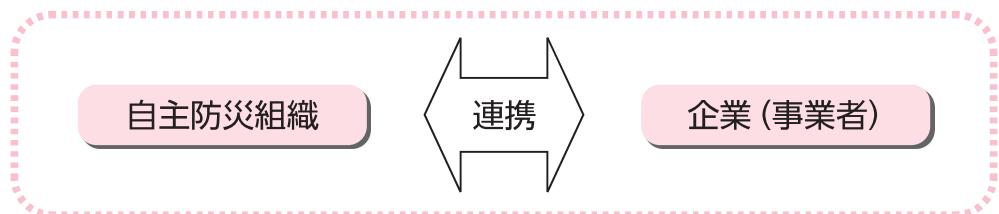
Memo



企業(事業者)との連携

災害時における自主防災組織と企業（事業者）との連携としては、主に従業員の方々の地域防災活動への参加や企業（事業者）の保有する物資・資機材を利用した協力が考えられます。地域と連携した防災訓練を共に協力して実施するなど、日頃から連携を図ることが必要です。

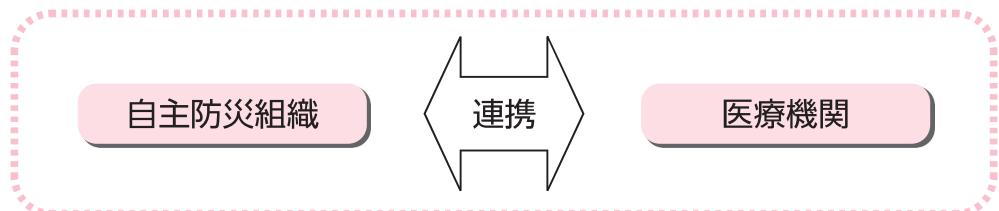
- 平常時の連携
 - 発災時の協力関係の構築
 - 災害時の連携
 - 応急活動等での連携



医療機関との連携

災害時には多数の傷病者の発生が予想され、消防機関による対応が困難な場合など、自主防災組織には救護や搬送への協力が求められます。そのため自主防災組織は、応急手当の知識を身につけるとともに、発災時に負傷者を搬送する場合に備え、救護所や地域の医療機関の場所を事前に把握しておく必要があります。事前に近隣の医療機関と災害時の対応を協議しておくことも有効です。

- 平常時の連携
発災時の協力依頼
 - 災害時の連携
事前の協議に基づく、スムーズな搬送・救護

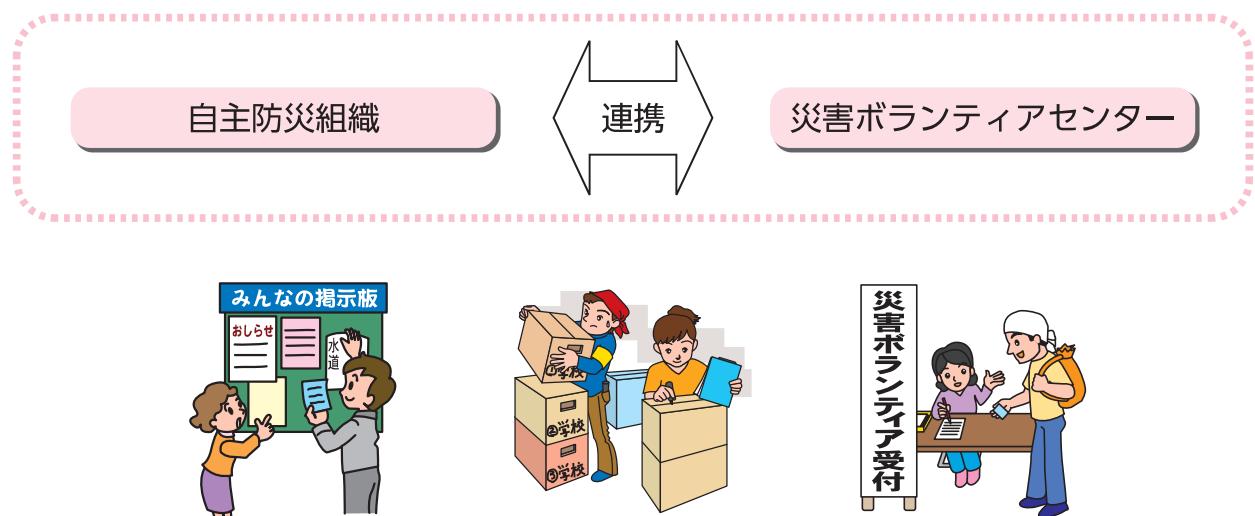


災害ボランティアセンターとの連携

市が設置を決定し、社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンターがボランティア活動希望者とボランティニアーズの調整を行い、ボランティアを派遣することとなっています。災害ボランティアの活動に期待されていることは、被災地域の不足する支援力を補うなど、地域ニーズにあった対応をすることです。

受入れ側となる被災地域としては、土地勘のない災害ボランティアに対して、丁寧に現場を案内し、的確に作業等を依頼する必要があります。

自主防災組織に求められる役割としては、地域のボランティニアーズを把握し、災害ボランティアセンターへ被災地域からの支援を要請するとともに、ボランティア活動希望者が活動しやすいように連携を図ることなどが挙げられます。



Memo



コラム 防災環境都市づくり

(1) 「防災環境都市・仙台」を目指して

私たちは、東日本大震災を経験し、都市がさまざまな「災害の脅威」にさらされていることを改めて認識しました。この教訓を踏まえて、仙台市では、市民一人一人が高い意識をもって防災・減災や、より良い環境づくりに取り組みながら次の世代へ伝える「防災環境都市」を目指しています。

杜の都の豊かな環境を基本としながら、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて、インフラやエネルギー供給の防災性を高める「まちづくり」、地域で防災を支える「ひとづくり」、震災の「経験と教訓の伝承等」に重点的に取り組んでいます。



防災環境まちづくり

- 複数の施設で被害を抑える「多重防御」等の津波防災対策



▲中野五丁目津波避難タワー

- 防災対応型太陽光発電システムの指定避難所等への導入



▲学校屋上の太陽光発電パネル

防災環境ひとづくり

- 「自助・共助・公助」で取り組むコミュニティー防災



▲年間を通じて行う防災訓練

- 仙台版防災教育の推進



▲段ボールジオラマを使った防災授業

経験と教訓の伝承等

- 市民との連携・協働によるメモリアル施設での発信等



▲せんだい3.11メモリアル交流館

- 震災の経験と教訓の国内外への発信



▲仙台防災未来フォーラムの開催

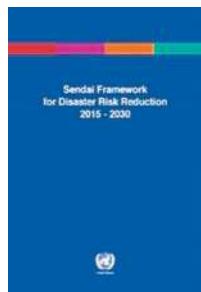
(2) 「仙台防災枠組」とは？

「仙台防災枠組2015-2030」は、2015年3月に仙台で開催された「第3回国連防災世界会議」で採択された成果文書で、2030年までの国際的な防災・減災の取り組み指針となるものです。「事前の防災投資は、災害発生後の緊急対応・復旧よりも費用対効果が高い」「女性のリーダーシップの促進」など、東日本大震災での経験や教訓も反映されています。



「仙台防災枠組」の特徴

- ① 災害による死者の減少、国や地方レベルの防災・減災戦略を持つ国の増加など、7つの地球規模の目標を初めて設定
- ② 防災の主流化^{*1}、復興過程における「より良い復興 (Build Back Better) ^{*2}」などの新しい考え方を提示
 - ※ 1 防災を政策の優先課題として、すべての開発政策や計画に防災の視点を導入すること。
 - ※ 2 災害発生前の状態にただ戻すのではなく、以前からあった地域課題も復興を通じて改善・解決すること。
- ③ 防災・減災での女性や子ども、地域コミュニティー、企業などの多様なステークホルダー^{*3}の役割を強調
 - ※ 3 「関係者」の意味。個人・市民団体・学術機関など幅広い対象を指す。



私たちができることは？

国や自治体だけでなく、市民、地域団体、企業などのそれぞれの主体が互いに助け合って防災・減災活動を行える関係づくりが大切です。

● できるところから実践、実際に活動に参加してみよう

例えば… 地域の危険個所マップを作成、防災グッズの準備、緊急連絡先の確認

● 世代や性別を超えたつながり・連携を持とう

例えば… 小中学校や外国人の住民と連携した防災訓練

● ステークホルダー同士の情報の共有、今後は情報発信することも大事

例えば… ソーシャルメディアを活用したイベント情報の発信、他の町内会との情報交換

もっと詳しく
知るには？

「防災環境都市・仙台」のホームページでは、防災・減災に関する行政から市民の方々の取り組みまで、各種情報を詳しく紹介しています。

防災環境都市仙台

<http://sendai-resilience.jp/>



【問い合わせ先】仙台市まちづくり政策局防災環境都市推進室 TEL 022-214-8098

(3) 仙台市防災・減災のまち推進条例が施行

防災に関する意識の醸成を図るとともに、災害から市民の生命、身体及び財産を守るために防災力及び減災力の向上を図ることを目的とし、平成29年3月11日に「仙台市防災・減災のまち推進条例」が施行されました。

本条例では、防災及び減災の推進に関する基本理念や、各主体の役割などを定めています。

防災及び減災の推進に取り組む主体

- 市
- 市民
- 事業者
- 地域団体等

基本理念

- 1.各主体は、相互に連携しながらそれぞれの役割を果たし、防災及び減災を推進して、防災力及び減災力の向上を図るものとします。
- 2.各主体は、防災及び減災の推進に当たっては、災害から得た教訓及び知見並びに災害に関する記憶の発信と後世への継承の重要性を認識し、取り組むものとします。
- 3.各主体は、すべての市民の安全と安心のため、地域における防災及び減災の取組を通じ、より良い地域社会の形成に努めるものとします。

各主体の役割

市、市民、事業者、地域団体等の主な役割

市	各種施策の企画及び実施、関係機関等との連携、教訓等に関する資料の保存など
市民	物資等の備蓄、地域における取組への積極的参加、情報の入手方法の確認など
事業者	事業所等における環境の整備、従業員等が帰宅困難者となった場合のための備えなど
地域団体等	コミュニティの形成、避難所の運営、災害時要援護者を支援するための体制及び環境の整備など

Memo